

## 規制の事前評価書

政策の名称	衛星リモートセンシング装置の使用の許可及びその記録の適正な取扱いの確保に関する措置
法令（案）の名称	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案
担当部局	内閣府宇宙戦略室（参事官：末富理栄）
評価実施時期	平成28年2月

### 1 政策の名称

衛星リモートセンシング装置の使用の許可及びその記録の適正な取扱いの確保に関する措置

### 2 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

我が国における衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度の創設、衛星リモートセンシング記録の提供の制限等の措置を講じ、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保する。

#### (2) 規制の内容

##### a. 衛星リモートセンシング装置の使用の許可等（第4条関連）

・国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

##### b. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する措置（第18条、第21条関連）

・衛星リモートセンシング記録を保有する者は、次の認定を受けた者など特定の者以外の者に当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。

・衛星リモートセンシング記録を取り扱おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けることができる。

#### (3) 規制の必要性

##### a. 衛星リモートセンシング装置の使用の許可等（第4条関連）

衛星リモートセンシング装置の使用に際して適切な措置が講じられない場合、衛星リモートセンシング装置が乗っ取られ、みだりに使用されたり、衛星リモートセンシング装置から地上の受信設備に送信された衛星リモートセンシング記録が傍受されたりして、衛星リモートセンシング記録を悪用する意図を有する者が衛星リモートセンシング記録を容易に入手できる状況となりかねず、「b. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する措置（第 18 条、第 21 条関連）」の規制の実効性が確保できないおそれがある。

このため、衛星リモートセンシング装置の使用を許可制とし、①衛星リモートセンシング装置使用者以外の者が衛星リモートセンシング装置を使用することを防止するための措置（暗号化、認証等）を講じること、②地上に送信された衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を講じること、③衛星リモートセンシング記録を取り扱う者として内閣総理大臣の認定を受けた者以外の直接受信の禁止、④衛星リモートセンシング装置の使用終了時に機能停止措置を講じることなどを旨とする規制を課すことが必要となる。

b. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する措置（第 18 条、第 21 条関連）

衛星リモートセンシング記録については、その性能、記録の範囲、記録されてから経過した時間及びその加工による変更が加えられた範囲などに応じて、衛星リモートセンシング装置及びこれを搭載する人工衛星の開発に利用し得る技術情報や紛争地域の情報など、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保の上で機微な情報が取得し得る。

このような性質をもつ衛星リモートセンシング記録がこれを悪用する意図を有する者の手に渡らないことを確保するためには、衛星リモートセンシング記録のうち、特に性能（特に地上分解能）が高いなど一定の要件を満たすものの取扱いについて、①衛星リモートセンシング記録の提供に際し、衛星リモートセンシング記録の区分を明示すること、②内閣総理大臣の認定を受けた者や政府機関等以外の者への衛星リモートセンシング記録の提供を制限すること、③衛星リモートセンシング記録の安全管理措置（情報セキュリティ対策）を講じることなどを旨とする規制を課すこととする。

(4) 法令（案）の名称とその内容

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、我が国における衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度の創設、衛星リモートセンシング記録の提供の制限等の措置を講ずる。

### 3 想定される代替策

#### a. 衛星リモートセンシング装置の使用の許可等

衛星リモートセンシング装置の使用を届出制とするとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に関する指針を作成し、遵守を求める。

#### b. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する措置

政府により衛星リモートセンシング記録の一次配布を届出制とするとともに、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する指針を作成する。

### 4 規制の費用・便益

#### a. 衛星リモートセンシング装置の使用の許可等

##### ① 費用

##### 【遵守費用】

##### <本対策案>

衛星リモートセンシング装置を使用して衛星リモートセンシング記録を地上に送信しようとする者においては内閣府令で定める許可申請書類を作成するための人件費等、基準への適合・維持のための費用（衛星の規模・性能によって異なるものの、衛星本体費用の数%～数十%以下と想定される。）が発生する。

##### <代替案>

衛星リモートセンシング装置を使用して衛星リモートセンシング記録を地上に送信しようとする者においては内閣府令で定める届出書類を作成するための人件費等、基準への適合・維持のための費用が発生する。

##### 【行政費用】

##### <本対策案>

政省令等の策定、本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生する。

##### <代替案>

指針等の策定、周知等の負担が発生する。

**【その他社会的費用】**

＜本対策案＞

特になし。

＜代替案＞

特になし。

**② 便益**

＜本対策案＞

衛星リモートセンシング装置の使用に際して、申請を義務付け、許可制を導入することによって、衛星リモートセンシング装置の使用について実態を把握するとともに、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に対する深刻な脅威となるような形で衛星リモートセンシング装置が使用されないよう適切に管理することができる。

＜代替案＞

事業者等にとっては少ない負担で、衛星リモートセンシング装置の使用に関して、政府の方針を示すことができる。一方で、指針違反判明した場合であっても、衛星リモートセンシング装置の使用そのものを禁止することはできないため、衛星リモートセンシング装置が不適正に使用されることを防ぐことが困難となる。その結果として、テロリスト等、衛星リモートセンシング記録を悪用する者の手に渡ることとなれば、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に重大な支障を生ずることとなるおそれがある。

**b. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する措置**

**① 費用**

**【遵守費用】**

＜本対策案＞

衛星リモートセンシング記録の提供先が制限されるとともに、衛星リモートセンシング記録を取り扱おうとする者においては、認定申請書類を作成するための人件費等の費用が発生する。

＜代替案＞

衛星リモートセンシング記録の提供に一定の配慮が必要となるとも

に、内閣府令で定める届出書類を作成するための人件費等が発生する。

#### 【行政費用】

##### <本対策案>

本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生する。

##### <代替案>

指針の周知、徹底、届出受理体制の整備等の負担が発生する。

#### 【その他社会的費用】

##### <本対策案>

特になし。

##### <代替案>

特になし。

#### ②便益

##### <本対策案>

衛星リモートセンシング記録の提供を制限することで、衛星リモートセンシング記録の提供を一定の範囲内に限定することと同時に、当該記録を取り扱える者を限定することによって、我が国及び国際社会の平和及び安全に対する深刻な脅威となるような形で衛星リモートセンシング記録が利用されないよう適切に管理することができる。

##### <代替案>

事業者等にとっては少ない負担で、衛星リモートセンシング記録の取扱いに関して、政府の方針を示すことができる。一方で、指針衛星リモートセンシング記録の不適正な取扱いを禁止することができないため、国際テロリスト等、衛星リモートセンシング記録を悪用する者の手に渡ることを防ぐことができず、我が国及び国際社会の平和及び安全を確保する上で重大な支障を生ずるおそれがある。

#### 5 政策評価の結果

- a. 本対策案では、装置の利用者による許可の申請手続き、基準への適合の維持等の費用や、行政側による本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生するが、我が国及び国際社会の平和及び安全に対する深

刻な脅威となるような形で衛星リモートセンシング装置が使用されないよう適切に管理することができることを鑑みれば、本対策案により得られる便益が非常に大きい。

一方、代替案では、本対策案と比較し、必要な費用は少なく済むものの、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保が十分に担保できるとは言えず、得られる効果は不十分であると考えられる。

したがって、本対策案は、代替案と比較して、必要な費用は大きいを得られる便益が費用以上に十分大きいと考えられることから、代替案よりも優れていると考えられる。

- b. 本対策案では、衛星リモートセンシング記録の提供先が制限されることや認定申請等の遵守費用や、本規制の周知、審査体制の整備、具体的な審査業務等といった行政費用が生じるものの、記録の提供を制限することで、衛星リモートセンシング記録の提供を一定の範囲内に限定することと同時に、当該記録を取り扱える者を限定することによって、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に対する深刻な脅威となるような形で衛星リモートセンシング記録が利用されないよう適切に管理することができる。

一方、代替案では、本対策案と比較し、遵守費用や行政費用が小さく済むとともに、自由に衛星リモートセンシング記録を提供することが可能となり、産業振興をはかることができる。しかし、衛星リモートセンシング記録については、その性能、記録の範囲、記録されてから経過した時間及びその加工による変更が加えられた範囲などに応じて、衛星リモートセンシング装置及びこれを搭載する人工衛星の開発に利用し得る技術情報や紛争地域の情報など、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保の上で機微な情報となる可能性があり、悪用する意図を持つものに渡ると回復不可能な損害が生じるため、事後の監督では十分な効果が期待できず、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保を担保するためには不十分である。また、海外においても同程度の規制が課せられている（例えばドイツではデータの配布者が許可の対象となり、配布先の制限等の規制がかけられている）。

したがって、本対策案は、代替案と比較して、必要な費用は大きいを得られる便益が費用以上に十分大きいと考えられることから、代替案よりも優れていると考えられる。

## 6 有識者の見解その他関連事項

当該法律案の検討は宇宙政策委員会において議論され、平成 27 年 6 月に中

間取りまとめを行い、その後宇宙開発戦略本部に報告されている。(別添参照)

7 レビューを行う時期又は条件

この法律案の施行後5年を経過した場合において、この法律案の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別添)

## 衛星リモートセンシング法等に関する基本的考え方

平成 27 年 6 月 24 日

宇宙政策委員会

### 1. 現状認識（衛星リモートセンシングに関する近年の動向）

- 衛星リモートセンシングは国内外で我が国が航空機等他の手段によってアクセス困難な地域等も含めて定常的な情報収集を可能とするもの。
- 近年、民間の衛星リモートセンシング技術水準は大きく向上し、高分解能、高頻度、高鮮度な情報取得が可能に。
- 高機能の衛星リモートセンシング・データは少数の大国の国家機関による独占的利用の時代から、多数の宇宙活動国や民間事業者等による広範な利用の時代へ。

### 2. 我が国が衛星リモートセンシング政策を推進する意義等

- 上記を踏まえ、民生・安全保障の両分野で衛星リモートセンシング・データの利活用を促進し宇宙政策の目標達成を目指す一方、我が国の国益を阻害するような形でデータが利用されることのないよう、政府が衛星画像データを適切に管理する。そのために必要となる法制度を整備する。

#### 【宇宙基本計画に記載された宇宙政策の目標】

- ① 宇宙安全保障の確保（安全保障能力の強化、日米同盟等の強化等）
- ② 民生分野における宇宙利用推進（地球規模課題解決、新事業創出等）
- ③ 産業・科学技術基盤の維持・強化（製造・研究基盤や国際競争力強化等）

#### 【国家安全保障戦略に記載された国家安全保障の目標】

- ① 我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止。万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、被害を最小化。
- ② 日米同盟の強化、パートナーとの信頼・協力関係の強化、実地的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防・削減。
- ③ 普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たす。グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築。

- 上記の目的を達成するために必要となる衛星リモートセンシング撮像能力

は、特性の異なる以下の3つの手段を最適に組み合わせることで確保される。  
このため、政府は、それらを持続的に確保するために必要な施策を講じる。

**【必要となる撮像能力を確保するための3つの手段】**

- ① 我が国の政府が保有・運用する衛星
- ② 我が国の民間事業者等が保有・運用する衛星
- ③ 外国の政府及び民間事業者等が保有・運用する衛星

**3. 衛星リモートセンシング法に関する論点**

**(1) 管理を行うべきデータの範囲**

○ 継続して検討を行う（観点として、分解能、撮像地点、配布先等）

**(2) 管理を行うべき行為の範囲**

(案) 衛星リモートセンシング・データの一次配布及びこれに伴う行為を許可制とする。

※ 安全保障上問題となるのは、主としてデータの配布についてであり、当該データが適切に管理されていれば撮像自体を規制する必要性は低い。

(案) 業規制ではなく、行為規制とする。

※ 業として行うことが問題なのではなく、安全保障上不適切な形で画像データが利用されることを防ぐことが法目的である。これに従えば、大学等が学術目的で運用する衛星についても民間事業者等と同等の規制との帰結が導かれるが、今後、関係者と要調整。

**(3) 管理を行うべき行為者の範囲**

(案) 我が国のリモートセンシング衛星センサ管理者及び画像データの一次配布者。

※ 情報収集衛星を始めとした政府の衛星については法律案による管理対象から除くこととするが、データを一般に公開・販売している政府衛星については、法律案と同じ基準で担当府省において管理を行う。

(案) 外国の政府及び民間事業者等が保有・運用する衛星については、我が国の国益を害するような形でデータが利用されることを防ぐとの本法の趣旨に照らせば、我が国において撮像が指示され、受信された一次データを取り扱う者については、国内衛星のみならず外国衛星についても、規制の対象とするべきである。

※ ただし、外国衛星の中には、実際に衛星を保有・運用している国の規制に直接的・間接的に服している事例もある。同規制が我が国の規制と同等と認められる場合には、我が国の規制の減免を検討することも有益か。

#### 4. その他、今後検討すべき事項

- 政府における法律案の執行体制の在り方
- 安保・民生両分野における利用促進と管理強化のバランス
  - ※ 衛星リモートセンシング産業振興策の具体化（宇宙基本計画に基づく長期的・継続的なデータ提供の確保、官民連携の推進、衛星データ活用促進に向けた基盤・環境整備 等）
- 今後、データ管理をいかに行っていくかについて検討を行っていくうえで、外交政策的観点を考慮
- 管理を行うべき行為者における適切なデータ管理の担保（含むサイバーセキュリティ）
- リモートセンシング衛星本体（含む技術情報）に係る輸出管理
- 衛星本体を海外に売却することにより法規制を迂回する者への対応

等

以 上